

令和 5 年 第 7 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 7 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第7回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町総合福祉センター

3 出席した委員

農業委員

1番 岡森 喜与一

2番 山本 長栄

3番 松ノ木 睦男

4番 新田 善男

5番 舩澤 誠一

6番 細川 仁

7番 堂屋 剛

8番 木村 正美

10番 八丁野 よし子

11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

御所 吉田 光彦

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

御明神 夷森 和人

御明神 砂壁 純也

4 欠席した委員

農業委員 9番 山崎 忍

推進委員 雫石 徳田 雅博 雫石 福崎 公博 御明神 伊藤 庄一

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第5号 適用外証明願に対する可否決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 太田弘幸、係長 高橋 恵、主任 四ツ家 広衣

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから令和5年第7回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員10名、推進委員13名、計23名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したい事などはございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規
定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には7番、堂屋 剛委員、8番、木村 正
美委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名いたします。

次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

太田局長 報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり
3件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

1番については、関連する案件をこのあと議案第3号で御審議いただきま
す。

報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による届け出について」、表の
とおり1件提出がありました。

解約の理由ですが、中間管理機構を通して第三者と使用貸借するためで
す。

関連する案件をこのあと議案第4号で御審議いただきます。

報告第3号 「農地の現状変更に関する工事完了について」、表のとおり
1件提出がありました。

届出人、〇〇。変更の目的及び理由は、転作田として利用したいが、土が
少ないため盛り土したいということでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』と、なっ
ているところで、位置は参考資料の3～4ページにあるように、〇〇と〇〇の
合流地点より南西に約100m離れたところに位置する場所です。

現地を確認したところ参考資料5～6ページにありますように、現在は盛
土され転作に適した農地に整備していることから問題ないものと思われま

す。

議 長

以上で報告を終わります。

委 員

事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

議 長

(なし)

なければ報告第1号から第3号を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《議案第1号》

番号1〇〇 田4筆、面積計6,311㎡ 3条有償移転

譲渡人 〇〇、 譲受人 〇〇、申請事由は、新規就農することから売買にいたったものです。売買総額200,000円です。

場所は、〇〇から北東へ約600m向かった場所になります。

詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

総会資料に添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項、各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に現地確認報告を行います。4番 新田委員、お願いします。

4番 新田委員

7月14日、私、坂下推進委員、夷森推進委員2班3名と事務局で現地を確認して来ました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料のとおり10年近く耕作されておらず雑草一面の状況でした。重機等で整地する必要がありますが譲受人は重機を保有しており、整地も可能とのことで、売買後も引き続き水稻を作付けする計画であることから、問題ないと思われま。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

8番木村です。報告の中で一面雑草地だということだが、写真を見ると何年か作付けしていない感じに見えますが重機で起こすだけで大丈夫なのかと心配なので詳しく見てきている方に説明してもらいたいです。

四ツ家主任

現地確認資料をご覧ください。番号1と3のところは重機での耕起だけで充分耕せるところでした。水がはられていた形跡が確認できましたので今度、譲受人の方に立ち会っていただいて本人に聞き取りいたしました。容易にできるところから耕起して1枚、2枚と水田をはって、番号2と4のところは抜根まではいらないが雑草が大きく幹の太い雑草になっていますので、そちらには大きい重機を用意して1年から2年かけてきれいに整地して使うとのことでしたので問題ないと思われま

8番 木村委員

9～10 ページの写真の番号2と4は荒れかたが酷いということだが、地番はどこが番号1～4なのか番号とおりの並びではないと思うので教えてください。

四ツ家主任

1番は、〇〇です。
2番は、〇〇です。
3番は、〇〇です。
4番は、〇〇となっております。

議長

案件資料の7ページに写真を写した方向が矢印で示されています。

8番 木村委員

稼働人員が4人のうち一人しか働いていない感じですが、この方の年齢はいくつなのか差し支えなければ教えてください。

あと、重機の関係でトラクター等は番号2と4については1年から2年にかけて整備をするということだが1番と3番のところは来年からも作付けするのか説明をお願いします。

四ツ家主任

譲受人の方の年齢は〇〇歳になります。職業は自営で建設業をされている方で重機は農業用のトラクターだけではなく、耕機など持っている方になります。元々、〇〇出身で農地もお持ちで農業をしたこともある方です。こちらにも永住しているので、自分の土地の隣に近所の方の農地があり耕してほしいと要望もあり、買うという話になったので草が少ないところは、開墾したいという本人の希望ではありましたが実際になるかどうかは来年になってみないとどこまで進むか、ただ必ず作付けしますということです。

8番 木村委員

はい。分かりました。

議長

他にございませんか。
無ければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員

『全員挙手』

議 長

全員挙手ですので議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《議案第2号》

番号1、〇〇、田1筆、面積815㎡、申請人 〇〇、
一般個人住宅を新築しようとするものです。

場所は参考資料の1ページにあります『4条：〇〇』となっているところで御所小学校から南へ約900m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料をご覧ください。

本件は、〇〇さんが所有する農地に一般個人住宅を新築する計画で、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されています。住宅等で集落接続して設置されることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を夷森推進委員にお願いいたします。

夷森推進委員

御明神地区の夷森です。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ、雑草一面の状態であり、分筆を行った申請箇所には測量後の境界杭が設置されておりました。また農地区分等は事務局の説明のとおりであり、道路にも接していることから転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。

なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員

『全員挙手』

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定されました。

次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《議案第3号》

番号1、〇〇、畑1筆、面積130㎡、売買、譲渡人 〇〇、
譲受人 〇〇、転用目的 一般個人住宅。転用理由は、住宅建替えに伴う
宅地拡張。工期は、令和5年9月から令和5年12月までで、売買総額は、
1,700,000円、工費総額は27,500,000円となっています。

場所は参考資料『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から南
へ約100m向かった場所になります。

本案は、一般個人住宅を建築する計画ですが、申請農地は10ヘクタール
以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、計画内容が
既存施設の拡張であり、かつ拡張する部分の面積が既存施設の面積の2分の
1以下であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

番号2、〇〇、畑1筆、面積141㎡、売買、譲渡人 〇〇、
譲受人 〇〇、転用目的 駐車場。転用理由は、駐車場整備に係る宅地拡張。
工期は、令和5年9月から令和5年10月までで、売買総額は
210,000円、工費総額は310,000円となっています。

場所は参考資料『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から南
へ約150m向かった場所になります。

本案は、駐車場を整備計画ですが、申請農地は10ヘクタール以上の一団
の農地であることから第1種農地に区分されますが、計画内容が既存施設の
拡張であり、かつ拡張する部分の面積が既存施設の2分の1以下であること
から農地転用基準を満たしているものと思われます。

番号3、〇〇、畑1筆、面積341㎡、贈与、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、
転用目的 農業用資材置場整備。転用理由は、自宅から農地までの間に資材
置場を整備することで機械での往復効率よく農作業を行うため。工期は、令
和5年8月から令和5年10月までで、工費総額は1,000,000円となってい
ます。

場所は、参考資料『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から
西へ約700m向かった場所になります。

本案は、〇〇さん所有の農地への行程に、資材置場を整備する計画で、
計画面積も妥当で上家宅と農地が離れており、資材置き場を農地の近くに
整備することで農作業効率が図れると考えます。

申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから例外規定に該
当すると判断され農地転用許可基準を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を一括して11番
坂下委員にお願いします。

11番 坂下委員

11番坂下です。
番号1について報告いたします。

現地を確認したところ、一部、防風林や畑の状況でしたが本件は、住宅建替えに伴い、宅地の敷地を拡張し転用部分を家庭栽培として利用する計画であり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました、

なお、事前着工はありませんでした。

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ雑草一面の状況でしたが、本件は宅地の敷地を拡張し駐車場を整備する計画であります。農地区分等は事務局の説明とおりであり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ雑草一面の状況でしたが、本件は以前農地転用許可が出ていた箇所であり、事業継承者が農業用資材置場を整備する計画であります。農地区分は事務局の説明とおりであり転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。以上で報告を終わります。

議長

現地報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員

『全員挙手』

議長

全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

本案件は、一括方式の番号9から11と番号19が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、分割して審議いたします。
はじめに、議事参与の制限に該当しない案件を一括で審議します。

事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《議案第4号》

利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1 ○○、田1筆、面積1,214㎡、新規、貸付人
○○、借受人 ○○ 期間10年。

次に、一括方式の内容について説明いたします。

こちらの議案は農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号1 ○○、畑1筆、面積5,929㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号2 ○○、田4筆、面積計12,355㎡、新規、
貸付人 (亡)○○相続人代表 ○○、貸受人 ○○、期間10年。

番号3 ○○、田5筆、面積計6,801㎡、新規、
貸付人 (亡)○○相続人代表 ○○、貸受人 ○○期間10年。

番号4 ○○、田4筆、面積計8,169㎡、新規、
貸付人 ○○、貸受人 ○○、期間10年。

番号5 ○○、田2筆、面積計1,872㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号6 ○○、田1筆、面積2,113㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号7 ○○、田5筆、面積計8,589㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号8 ○○、田4筆、面積計12,051㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号12 ○○、田2筆、面積計2,562㎡、新規、
貸付人 ○○、貸受人○○、期間10年。

番号13 ○○、田1筆、面積14,802㎡、新規、

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 14 ○○、田 17 筆、畑 10 筆、
面積計 74,528 m²、新規、貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 15 ○○、13 筆、面積計 5,713 m²、新規、貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 16 ○○、田 13 筆、面積計 16,280 m²、
新規、貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 17 ○○、田 2 筆、面積計 6,359 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 18 ○○、田 3 筆、面積計 18,841 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 20 ○○、田 2 筆、面積計 4,059 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 21 ○○、田 4 筆、面積計 9,135 m²、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

本案は、すべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8 番 木村委員

8 番木村です。26 ページの番号 21 番の○○の関係で農地パトロールをした時も最後まで田植えをしていました。今回、新規に契約するということで、本当にやれるのかと、無理やり押し付けるのではないのかと不安があります。あまりにも大変なのではないか、○○が、できるというのであればいいが本当にこの場所でいいのか心配ですが、どうお考えですか。率直な意見をお聞きしたいです。

四ツ家主任

今まで、耕作で引き受けた条件の悪いところから返し始めております。あまりにも条件が悪くて作付けで不向きのところは返し始めていて自分達でも効率よくまわれるところを集積していくような方向でシフトチェンジしているようです。

農地中間の一括管理なので中間管理機構のほうで話がついているので、極

カ、つづきの農地で集積できるところを集約しているという形ですので今回借りるところに関して期間は、6月下旬、7月位まで作付けするかもしれませんが、作付けするとのこと。今までも作付けに不向きなところも集めて借りていましたが、手がまわらないと考えはじめているようで所有者さんたちに無理な場所を返しているようです。返した農地を今後どうするかという案件が農業委員会に問い合わせがきているという状態になっていますので、〇〇に限っては効率よい農地の集約、農作業の効率化ということをはかり始めたのではないかと思います。以上です。

議 長

8 番 木村委員

8 番 木村委員

今の説明あった部分で、少なくなった分を増やすということであれば、話は通じるが、一方的に増えていくのであれば、無理なのではないか心配です。中間管理機構もただ貸せばいいということでは無いと思います。21 番を単独にして採決してもらえればと思います。

太田局長

本件だけでなく、色々なそういった問題が今後出てくると思います。それを何とかして行かなければならないと、国がこれから進めようとしている制度が地域計画でありまして、これから栗石だけでなく日本全国で受け手、渡し手が将来的にこういった役割分担でやっていくのか、これから作る作業を行っていくところなんです。

詳しいところは次年度に入ってから主体的には町の農政担当になりますけれども、我々も委員さん方も地域の中に入るような形で話し合いに応じていくような流れになっているということでございます。

議 長

貴重なご意見ありがとうございます。今後、このような案件がでてきた場合は、総会までに話があったと一言付け加えていただければうまくいくのではないかと思います。よろしいでしょうか。

8 番 木村委員

よろしいか、よろしくないかと言うより一括案件の部分ですので、全て良いにしてしまうと、やり取りはしたようですが、他の案件は良いが、この件に関して私は、疑問があるので正直、反対をしようと思っていましたので、私の反対を含めて了解となると議事録としては、まずいのかなど、そう意味を含めて分けていただきたいとお願いをしたところです。

四ツ家主任

分けられる案件かどうかと言われるとなんですが、異議がかかる案件に関しては、〇〇へ農業委員会のほうから独自に聞き取りなどしたいと思っております。

議 長

と言うことで何とか、もうしばらく様子をみながら、またこういう問題が出たその時は一括ではなく分割審議もあり得ると思っておりますのでよろ

しくお願いいたします。
他にございませんか。

委員 (なし)

議長 無ければ質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員 『挙手多数』

議長 挙手多数ですので、ただいまの議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議事参与の制限に該当する案件を順に審議します。
初めに、一括方式の番号9から11を審議します。

この案件は、私に関する事項がありますので、この議案の審議が終結するまで退席します。

なお、議長は、農業委員会規程第4条により、会長が欠けた時は、会長職務代理者が代理することとなっておりますので、木村会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森会長退席)

議長 岡森会長が退席しましたので、暫時議長を務めます。
それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 参考資料をご覧ください。

番号9 ○○、田5筆、面積計8,756㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号10 ○○、田19筆、面積計40,289㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号11 ○○、田2筆、面積計3,900㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

こちらの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 無ければ、質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、ただいまの議案は、原案のとおり決定いたしました。

(岡森会長着席)

議長 次に、一括方式の番号19を審議します。
この案件は、砂壁推進委員に関する事項がありますので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(砂壁推進委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 番号19 ○○、田7筆、面積計26,644㎡、新規、
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。
こちらの案件も農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 無ければ、質疑を終結し採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、ただいまの議案は、原案のとおり決定いたしました。

(砂壁推進委員着席)

次に、議案第5号、農地法の適用外証明に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《議案第5号》

番号1 ○○、田1筆、面積264㎡、所有者は○○です。

非農地の事由は、昭和45年頃農作業所を建築した際、付属施設として隣接する農地にまたがって物置小屋を建築され、その後農作業所は解体されて居宅が建てられたが物置小屋はそのままとなり宅地と一体的に利用し、現在に至っています。

なお現地は、道路からの進入路として一部舗装され物置小屋が建っている状態でした。

場所は参考資料の1ページにあります『適用外：○○』となっているところで詳細な位置などは27～29ページをご覧ください。

以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を28ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を夷森推進委員にお願いします。

夷森推進委員

はい、御明神地区の、夷森です。

番号1について報告いたします。

申請地を確認してきましたが、参考資料のとおり現地は物置小屋が建てられており一部は舗装が敷かれ、宅地への進入路として使用されている状況でした。

現在の状況となってから20年以上経過していることから、適用外も止むを得ないと判断してきましたが、皆様のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員

『全員挙手』

議長

全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第6号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

《議案第6号》

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。

番号1 田 14筆、面積計27,259㎡、借受人 ○○
番号2 田 7筆、面積計12,149㎡、借受人 ○○
番号3 田 3筆、面積計4,446㎡、借受人 ○○
番号4 田 4筆、面積計14,689㎡、借受人 ○○
番号5 田 5筆、面積計11,924㎡、借受人 ○○

本案は全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

無ければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員

『全員挙手』

議長

全員挙手ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時55分

以上が令和5年7月20日、雫石町総合福祉センターにおいて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 7 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 7 番

8 番
